平成29年度　第２回企画広報委員会の開催

第２回企画広報委員会を平成29年８月10日㈭、協会会議室で開催した。

１　議　題

⑴　委員長・副委員長の選出について

・　規定では委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名することとなっているため、委員の互選により委員長には大森貴史氏が選定され、副委員長には大森委員長が岡本智弘氏を指名した。

⑵「えひめの産廃」第18号（８月号）企画編集について

・　修正箇所等あれば１週間以内に連絡

⑶　その他

①　協会ホームページのあり方について

事務局より会員メリットを考えて助成金募集等だれでも見られるページから会員専用ページに移行し会員専用ページもタイムリーに協会で修正できるような構成に修正したい旨の提案があり承認された。今後業者と打ち合わせをしていく。

②「えひめの産廃」第19号（11月号）表紙について

・　表表紙　えひめ国体開会式の様子（県に写真を提供してもらう）

・　裏表紙　石手寺については富久委員にお願いする。

③　次回委員会の開催日について

・　第19号（11月号）　平成29年11月９日㈭　13：30～

・　編集後記・・・貴田委員

・　第20号（新年号）　平成30年１月12日㈮　16：00から第４回企画広報委員会を開催し、そのあと新年会を開催する。

上記の内容について協議し、「えひめの産廃」第18号（８月号）を８月末に発行した。

平成29年度　第１回事業委員会の開催

第１回事業委員会を平成29年８月22日㈫、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

１　議　題

⑴　委員長・副委員長の選出について

・　事務局から、委員会設置規程により、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名することとなっていると説明し、互選により委員長には貴田敏幸氏が選任され、副委員長には佐々木隆二氏が指名された。

⑵　平成29年度講習会及び研修会計画について

・　事務局から資料に基づき、許可申請に関する講習会、愛媛県受託事業研修会、松山市受託事業研修会及び全産連受託事業電子マニフェスト操作体験セミナーの開催計画と全産連主催人材育成プログラムに関する研修会、能力テスト、検定試験等の平成29年度計画の説明があり承認された。

⑶「第16回　産業廃棄物と環境を考える全国大会」について

・　事務局より全国大会について資料に基づき説明があり、40名の割当てについては、案のとおり各地区に割当ることが承認された。

なお、各地区は９月末までに参加者

名簿を提出することとなった。

(4) 四国八十八箇所遍路道清掃活動事業について

・ 事務局より、各保健所と協議した結果の説明があり、11月末頃中予地方局不法投棄防止連絡協議会と連携して北条地区で実施をすることで承認された。

2 報告事項

(1) 平成28年度講習会及び研修会実績について

(2) その他

平成29年度 第１回安全衛生委員会の開催

第１回安全衛生委員会を平成29年９月５日㈫、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1 議 題

(1) 委員長・副委員長の選出について

・ 委員の互選で近藤雅美氏が委員長となり、副委員長に青木美智夫氏が指名された。

(2) 労働災害防止計画について

・ 事務局より資料に基づき、平成31年度目標、産業廃棄物処理業の労働災害現状報告、平成29年度活動目標、目標達成するための取組み及び今後の協会における取り組みについて説明があった。

・ 本年度の取り組みについて、安全衛生ポスターについては中央労働災害防止協会の平成29年度ポスターに協会名を入れてパンフレット等と配布する。

・ ホームページについては判り易く修正することで承認された。

・ 平成30年度計画については、県研修会終了後アンケート調査を行った後策定することとなった。

・ 次回委員会はアンケート調査結果判明後開催する。

(3) 災害廃棄物について

・ 事務局より資料に基づき、協会としての取り組みと災害対応推進の必要性について具体的に説明があり、ＢＣＰ計画策定支援事業「産業廃棄物処理業におけるＢＣＰ計画研修会」の開催及び災害廃棄物視察調査事業の実施について承認された。

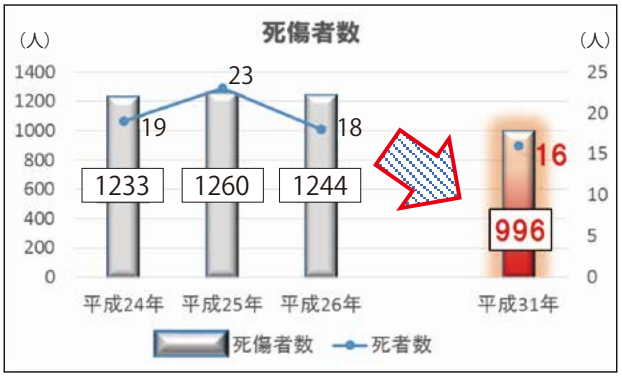

平成29年度　第４回理事会の開催

第４回理事会を平成29年９月13日(水)、協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

１　議　題

⑴　顧問・行政懇談会について

・　事務局より資料に基づき説明があり、９月13日（水）開催の顧問・行政懇談会の「協会からの協議事項」３題について承認された。

⑵　四国八十八箇所遍路道清掃活動事業について

・　事務局より資料に基づき説明があり、今年度は松山市北条地区において県不法投棄防止連絡協議会と連携実施することについて承認された。

⑶　新規会員加入及び退会の承認について

・　事務局より資料に基づき説明があり、正会員１社の退会について承認された。

２　報告事項

⑴　委員会報告

事務局から資料に基づき一括して報告があった。

⑵　全産連委員会報告

事務局より、各議事録について一括して説明があった。

⑶　その他

平成29年度　顧問・行政懇談会の開催

平成29年９月13日㈬、東京第一ホテル松山「スカイブリリアン（11階）」において、平成29年度顧問・行政懇談会を開催しました。

出席者は、西山会長以下当協会理事監事、顧問の森高県議、西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部大森部長外、松山市環境部廃棄物対策課門田課長外31名でした。

Ⅰ　開会

Ⅱ　あいさつ

西山会長から「昨年４月に熊本地震が、また本年７月には九州北部豪雨が発生し、大災害が頻発する状況になっており、協会としましても、災害時における復旧活動支援規程の改定や会員企業のＢＣＰ計画策定等災害廃棄物対策を推進していきたいと考えておりますので引き続き御支援の程お願いします。また、県とは「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」を締結させていただいておりますが、我々産業廃棄物処理業者には災害時に何ができるか更に調査研究し、市町とも協定が締結できるようにしていくことが急務であると考えております。」と開会のあいさつが行われました。

引き続いて顧問を代表して森高県議会議員から「西原・西田両顧問と参加させていただきました。熊本地震については、建設委員会で視察にも行ってきましたが、大変参考になることも多かったです。業界としても熊本地震に学んで、愛媛で起きたときのことも考える業界であっていただきたいと思っております。どうか良い意見交換が行われ意義深い会になりますことを期待申し上げます。」とのあいさつをいただきました。

引き続いて行政を代表して大森県民環境部長から「最近の産業廃棄物行政を巡りましては、昨年１月に発生いたしました食品廃棄物の不正転売事件を踏まえた不適正処理の再発防止やＰＣＢ廃棄物の早期処理、電子マニフェストの普及などさまざまな課題が山積をしております。このような中で県では本年３月に「第四次えひめ循環型社会推進計画」を策定いたしまして、「３Ｒの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「循環型社会ビジネスの振興」、「災害廃棄物処理体制の構築」の４つの柱を基本方針として掲げ、資源循環促進税を活用して適正処理の確保や産業廃棄物の排出抑制・有効活用を促進するための研究・開発、優良な産業廃棄物処理業者の育成の他、南海トラフ地震に備え、オール愛媛の災害廃棄物処理体制の構築等に努めているところで

す。これらの施策を着実に進めていくためには、貴協会並びに会員各位の御理解と御協力が不可欠であり、引き続きお力添えを賜わりますようお願いを申し上げます。」とのあいさつをいただきました。

Ⅲ　出席者紹介（自己紹介）

Ⅳ　行政提供情報

1　第四次えひめ循環型社会推進計画について（愛媛県）

この計画は、天然資源の消費抑制を図り、もって、環境負荷の低減を図る循環型社会の実現を目指し、これまでも取り組んできた廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理の推進を図るため本年３月に策定したものであり、廃棄物処理法においては、本県の「廃棄物処理計画」として位置付けられるものである。計画期間は平成28年度から５年間で、目標年度は平成32年度としている。

産業廃棄物の排出量は、平成21年度の8,005千トンに対し、26年度は7,526千トンと約６パーセント程度減少している。業種別で見ると、製造業65.7％、電気・水道業12.3％、農業11.0％となっており、本県は全国と比べても製造業が突出している。種類別では、汚泥65％、動物のふん尿11.0％、がれき類7.8％となっており、汚泥が突出している理由は、本県の主要産業の紙・パルプ業の製紙過程で多く生じているためである。処理状況は、排出量7,526千トンのうち脱水や焼却等の中間処理により65.8％が減量化され、更に約30％がリサイクルされ、最終的に274千トン（約3.6％）が最終処分をされている。第三次計画の目標達成と進捗状況は、一般廃棄物については、最終処分量は目標どおりの47千トンを達成しているが、総排出量・再生利用率については未達成であった。産業廃棄物については、排出量は、目標の7,500千トンに対し7,526千トンとほぼ達成し、再生利用率は、28.1％から29.9％で、1.8％伸びたものの目標を達成出来なかった。最終処分量については目標を達成している。これは平成19年４月以降、資源循環促進税を導入したことにより、事業者の排出抑制や、リサイクルの進展による効果が表われていると考えている。

第四次計画における産業廃棄物の目標は、排出量については、26年度実績値から１％削減した7,450千トン、再生利用率については39％、最終処分量については、資源循環促進税の効果も踏まえて、平成26年度に対し約12％削減した240千トンに設定した。

今後、循環型社会づくりに向けては、「３Ｒの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「循環型社会ビジネスの振興」、「産業廃棄物処理体制の構築」を基本方針として取り組むこととしている。３Ｒの推進に向けては、県民・事業者・行政が一体となって意識の醸成を図る必要があり、協会とも連携しながら環境教育の普及啓発に努めていきたいと考えている。

食品ロスの削減については、日本人１人当たりに換算すると、毎日お茶碗１杯分の食べ物が捨てられていることになっているので、新たに愛媛県食品ロス削減推進協議会を設置して、官民が連携して食品ロス削減対策に取り組むこととしている。

産業廃棄物の適正処理の確保では、廃棄物の許可申請や維持管理について、きっちりと審査等をさせていただくとともに、違反者に対しては措置命令、事業停止、許可の取消しなど厳正に対処していく。

優良な処理業者の育成に向けては、優良産業廃棄物処理業者認定制度があり、県の方でもこの制度の普及、業者の育成を図っていく。

海岸漂着物等の適正処理については、本県の海岸延長は1,700キロと全国第５位であり、海岸漂着物、漂流ゴミ、海底に堆積したゴミについて、しっかり回収処理を行って、景観と環境の保全を図っていくこととしており、本年２月に「愛媛海岸漂着物対策推進地域計画」を改定して、海岸漂着物、海洋ゴミの発生抑制対策、不法投棄未然防止対策を総合的

に推進していくこととしている。

なお、本計画については、えひめ循環型社会推進評価委員会において点検評価を行っていくこととしている。

2　スゴｅｃｏ（愛媛県資源循環優良モデル認定事業）について（愛媛県）

県では、県内のリサイクル事業を促進し循環型社会推進を図るため、平成13年度から他の模範となるようなリサイクル製品や３Ｒを積極的に取り組んでいる事業者、店舗等を資源循環優良モデル（スゴｅｃｏ）として認定し、広く県内事業者に周知をし、他の事業者への波及を図っている。認定数は延べ167件で、現在優良リサイクル製品37件、優良循環型事業所49件、優良エコショップ39件と計125件を認定している。

県ではこれらの商品についてグリーン購入推進方針に基づき、優先購入に努めている他、愛媛の「スゴｅｃｏ」としてパンフレットやホームページへの掲載、県内外での環境イベントへの出展、事業者のホームページ開設等の支援など積極的に販路拡大と認知度向上に取り組んでいる。

3　水銀廃棄物の適正処理について（愛媛県）

水銀廃棄物の適正処理については、本年８月16日に水俣条約が発効し、今まで有価物として流通していた水銀が廃棄物として扱われることに合わせ、廃棄物処理法等が一部改正され「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「廃水銀等」の３種類の処理基準が追加され、10月１日から施行される。

今後は、水銀使用製品産業廃棄物を例に挙げると、委託契約書、マニフェスト、廃棄物保管場所の掲示板等に、水銀使用製品産業廃棄物が含まれていることを明記する必要がある。また、保管は他の物と混合するおそれのないように仕切を設け、処理の委託は、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた業者に委託する必要があり、収集・運搬についても破砕することのないこと、また他の物と混合しない取り扱いが義務付けられている。

10月１日以前から水銀廃棄物を取り扱っていた許可業者については、新たに許可申請を行うことは不要であるが、処理基準を順守する必要がある。

なお、県としては、排出事業者などが許可証で水銀廃棄物の取扱業者かどうかが分からないため、事業者からの申出により今回は無償で許可証の書換えの措置を講じることとしている。

4　松山市の情報提供（松山市）

まず、水銀廃棄物について、10月１日以降に、新たな処理委託を契約する際、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の許可を受けた業者に委託することが必要となる。松山市ホームページなどで公開しているが、法改正以前から蛍光灯などの水銀廃棄物を取り扱っている場合は、産業廃棄物処理業申出書を提出することで、許可証の書き換えを行う予定です。申出書の提出がないまま更新許可を受けてしまうと、変更許可が必要となるのでご注意ください。詳しい内容については松山市ホームページに掲載していますので、ご覧いただき、協会内での周知をお願いする。

次に、環境省通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」を説明します。産業廃棄物等の処理責任は排出事業者にあり、処理を委託する際には書面契約が義務づけられています。また、契約の際に、委託する産業廃棄物の種類、数量及び契約金額等については、排出事業者と処理業者との間で取り決めることが、適正処理を確保するうえで大切です。排出事業者と処理業者の間に第三者が入ることによって、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあり、排出事業者の責任は極めて重いものであるということです。

Ⅴ 協　議

議題１　海岸漂着ゴミの円滑な処理推進について

２　愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金及び愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業補助金の改善等について

３　講習会終了証の取り扱いについて

１　海岸漂着ゴミの円滑な処理推進について

（提言）

平成21年に海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等はその管理する海岸の土地においてその清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないとともに、市町村は海岸漂着物等の処理に関し必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとされているところである。

愛媛県では、平成29年２月「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」を改定し、愛媛県全海岸を重点地域として海岸清掃や漂着物の回収撤去を行うこととしているが、具体的な清掃活動に伴うごみや回収した漂着物の処理方法が記載されていないところである。

また、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物とされており、「必要に応じて民間団体等の関係者と分別区分の調整等を行い、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いする。」旨環境省より通知されている。

一般廃棄物については、通常市町村を超えての処理は認められず、また、産業廃棄物専業者の施設利用も認められないところである。台風等の水害時には「大型の流木(流木の処分受入については、そのサイズが規制されている市町村も多い)」等も大量に漂着することから、海岸漂着ゴミを回収した場合の処理については、その処分方法については予め公に周知しておくことが望ましいと思われる。

ついては、①漂着ゴミについての処理対策の現状についてご教示願いたい。②南海トラフによる震災時に津波等が発生した場合、さらに大量の漂着ゴミが想定されるものと考えられるが、その対策・検討進捗についてご教示願いたい。③水害（通常の台風程度を含む）・震災などの不可抗力発生時において、一廃・産廃の区分について規制を緩和し、円滑な処理推進の観点から産廃業者の活用等により臨機応変に対応できるような施策も検討願いたい。

（愛媛県）

① 漂着物の処理については、県内の市町に確認したところ、ボランティア等の団体から実施前に回収ゴミの処分について協議をしてもらい、市町で基本的には回収されたゴミを受け入れている。受け入れに際してトラブルがあった場合には、個別にご相談いただきたい。

② 県では平成28年４月に、国の指針に基づき「愛媛県災害廃棄物処理計画」を策定し、最大発生量35,130千トンと見込まれる災害廃棄物を３年で処理をすることを基本に、地域特性に配慮した処理方針や処理体制等を定めている。合わせて市町毎の計画策定を支援するため、「市町計画策定ガイドライン」も作成・配布している。

災害廃棄物処理責任のある市町では、県計画を踏まえ発生量の予測や処理方法に加え、仮置場や民間事業者との連携、協力を盛り込んだ処理計画を早期に策定することが必要となっており、今年２月15日には県・市町連携推進会議において、20市町全てが平成30年度までに、「市町災害廃棄物処理計画」を策定することが合意された。

また、市町単独で処理困難な場合の広域処理を視野に入れ、ブロック別災害廃棄物対策協議会の開催を予定しており、県としても実効性のある市町計画の策定を支援していくとともに、関係団体との協力・連携

を図っていくこととしている。
　市町の災害廃棄物計画の策定に際しては、貴協会の計画策定への参加をお願いしたい。
③　災害時には、災害廃棄物を一般廃棄物処理業者や一般廃棄物処理施設だけで、迅速に処理をすることは困難であるため、市町では、「市町災害廃棄物処理計画」において、災害廃棄物の発生量の想定を行い、処理体制を構築することにしており、産廃協会においても、「災害時における廃棄物の処理協定」の締結などを通じて有事の際には迅速な復旧・復興のため協力をお願いしたい。

（松山市）
①　ボランティア清掃の際に集められたごみを市の収集車を利用して回収するとか、またそういったごみを直接、市のクリーンセンター等に搬入される場合の手数料の減免措置等を行なっている。
③　松山市災害廃棄物処理計画については、今年度末の作成を目指して作業を進めており、その中にこういった災害で発生した廃棄物や海岸漂着物に関する記載もすることとしている。災害があった場合は産業廃棄物処理業者の皆さまのご協力無くしては、災害からの復興・復旧は実現し難いと思っておりますので、お力添えを賜わりますようよろしくお願いします。
　なお災害時に、一廃、産廃の区分における規制緩和については、国の法改正があり一部見直しされているが、まだまだ現実には困難な部分も多いと思うので、本市としても、更なる規制緩和を要望してまいりたいと思います。

2　愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金及び愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業補助金の改善等について
（提言）
　標記補助金につきましては、トラックスケールの補助対象の再開や３R及び減量化・製品化の推進に係る設備導入への補助対象の拡大、また、協会の調査研究にBCP等災害廃棄物関係の追加を今年度から図っていただきありがとうございました。
　しかしながら、愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金のうち「産廃処理業者人材育成事業に係る経費補助」等少額補助金については、事前申請、交付決定、変更承認申請、変更交付決定、実績報告、確定通知、補助金交付申請、支払と多くの手続きを行わなければならない状態である。
　つきましては、「松山市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」のように少額補助につきましては、証拠書類を添付して事後申請で交付してもらえるよう簡素化をお願いしたい。
　また、愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業補助金につきましては、近年設備導入をリースで行う会員が増加しており、愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金の低公害車輌購入経費補助のようにリースする場合も補助対象となるよう改善をお願いしたい。

（愛媛県）
⑴　補助金手続きについて
　県では、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、「愛媛県補助金等交付規則」に基づき、統一的に事前に補助金の交付申請をいただき、内容と予算措置を確認・精査した上で交付決定を行い、補助金を交付する手続きを行っている。
　この取扱いは、全庁的なものであり、優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金のみを例外扱いとすることは難しいと考えている。一方で、事務の簡素化については、課題でもあるので、公金の適正執行の観点も含め関係課とも検討していきたい。
⑵　リースに対する補助について

現在、愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業補助金における「技術・設備導入事業」においては、「リース」設備を対象に含めていませんが、各種機器類の導入の選択肢として「リース」を検討する事業者が増えてくるのであれば、補助対象経費の見直しを前向きに検討していきたい。

一方で、「リース」を補助対象とする場合の課題についても、協会とも意見調整を行った上で、検討していきたい。

（協会）

リースについては、リース業者への補助事例もあり一括して補助できるよう引き続き検討をお願いしたい。

（森髙顧問）

補助金が充分執行されてないということは、使い方が悪いからなのか、使い勝手が悪いのかということであり改めていかないといけない問題だと思います。

手続きが煩雑で使い勝手が悪いのは県全体の制度が問題であることであり、今日お伺いして、我々顧問が、県全体の少額補助金の手続の制度を変えていくよう活動していきたい。

3　講習会修了証の取り扱いについて（要望）

協会では相談事業を実施しており、許可講習会の受講者からの講習会修了証の取扱について、毎年振興センターのアンケート調査結果に基づき対応しているが、愛媛県と松山市で、更新許可講習会修了者の過去の新規許可講習会の受講の必要性や許可業者に受講者が不在となった場合の対応や変更許可時の修了証の取り扱いに相違が見られる。

廃棄物処理法では、許可の基準として「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。」とされ施行規則で「産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。」とされており、講習会修了者はこれに該当するとされている。

また、新規講習と更新講習には内容に大きな違いがあることから､継続して許可条件｢知識及び技能を有すること」に適合しておくためには、更新講習の有効期間を５年とする等統一をしていただきたい。

（愛媛県）

県と市では基本的に同じ取扱いをしていると考えている。

有効期間については、県では更新講習の有効期間を２年として定めており、更新許可申請の際には、申請日から２年前の日以降の修了証の写しの添付を求めている。

その理由は、更新許可の審査の際に講習受講者が至近の法令内容や専門知識を理解していることを確認する必要性があると考えており、２年間の有効期間を設けている。

ちなみに更新講習の有効期間については、大臣が認定する講習会の修了を許可基準としていた当時から２年間と定められていることから、全国の都道府県の84％の自治体が２年間の有効期間としている。

更新講習の有効期間を５年にした場合には、５年前の講習実績で更新許可の知識及び技能を有するかどうかを判断するということになり、他の自治体との審査のバランスもあることから、見直しに関しては慎重に判断したい。

なお、過去に講習会を受けたことのない方は、更新講習を受講するのではなく、先ず新規講習を受講していただき、何らかの事情で受講者が不在となった場合には、速やかに新規講習の受講をした方の配置を指導していきたい。

（松山市）

松山市は、これまで複数回県と協議を重ねて、県と同一の取り扱いをするようにしていますので、今後アンケートの回答については

確認して回答するようにしたい。

（協会）

新規講習受講者は５年前の法令内容や専門知識でよいことになるので、更新講習も大阪府などのように５年間とするよう引き続き検討をお願いしたい。

最後に、顧問の西田、西原、森高県議から、懇談会についてそれぞれご意見をいただきました。

Ⅵ　閉　会

平成29年度　松山市受託産業廃棄物処理業者研修の開催

松山市受託の産業廃棄物処理業者育成事業である安全衛生研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○　**安全衛生研修会**

開 催 日　　８月21日㈪
開催場所　　リジェール松山
受講者数　　37名
研修内容
①開講挨拶
②現場で活かすＫＹＴ研修
～現場で実践！短時間ＫＹＴ～
（労働災害防止活動の基礎となる現場の危険感受性を磨く研修
「ワンポイントＫＹＴ」の手法と
「正しいＫＹＴ」のやり方を学ぶ）
（講師　杖原　安昭　氏）

平成29年度　優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○　**産業廃棄物に係る許可手続き研修**

開 催 日　　９月14日㈭
開催場所　　リジェール松山
受講者数　　69名
研修内容
①開講挨拶
②産業廃棄物に係る許可手続等について
（講師　仲村　正美　氏）

平成29年度　産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が松山市のリジェール松山で開催された。

○　**産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）**

開 催 日　　平成29年10月18日㈬
受講者数　　114名

○　**特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会**

開 催 日　　平成29年10月19日㈭
受講者数　　139名

平成29年度　優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○　**産業廃棄物処理業従事者スキルアップセミナー（営業コース）**

開 催 日　　10月24日㈫
開催場所　　リジェール松山
受講者数　　18名
研修内容
①開講挨拶
②営業社員の基本的役割
③ワークショップⅠ
・自社プロフィールの作成
・グループ内発表
④ ワークショップⅡ
・顧客情報管理シートの作成
・発表
（講師　大平　将之　氏）

平成29年度　えひめ産業廃棄物協会
災害廃棄物先進地視察報告書

1　日　程　平成29年10月25日㈬～26日㈭

2　視察者　会長、安全衛生委員会委員７名

3　災害時における産業廃棄物協会の役割等について

⑴　公益社団法人福岡県産業廃棄物協会

本年７月に発生した九州北部豪雨における福岡県協会の対応について、大野専務理事より被害の概況及び協会の対応について説明を受けた後意見交換を行った。

７月５日から６日にかけて発生した九州北部豪雨により６日に福岡県から協会に協定に基づく支援要請があり、集積場管理を、７月10日から朝倉市、15日から東峰村で協会が行い、９月８日に朝倉市、14日に東峰村の支援業務を終了し、その後の業務は会員企業が行った。また、収集運搬についても広域処理のため福岡県の他の自治体へ搬出する業務を協会が受託し会員企業が行った。（約半数の市町村と協定締結）

なお、安定型品目については、災害廃棄物は一般廃棄物になるため管理型処分場で処理しなければならないが、協会から県に働きかけ、９月４日特例に関する省令が施行され、これ以降安定型処分場で処分が開始された。

集積場管理での分別について、市町村の指示で分別品目を決めているが、協会員では住民対応が困難なこともあるため、市町村職員に受付対応を行うようにしている。

協会での支援活動対応は、基本的には各支部で行うこととしているが、機材や経路の関係で隣接支部からも応援を行った。過去の支援経験を生かして比較的順調に対応できている。

契約の方法については、市町村と協会が業務委託契約を行い、協会と支部会員が災害廃棄物処理委託契約（再契約）を行う。

流木等については、支援業務の対象外であり、市町村の集積場には搬入せず、河川や道路等土地の管理者毎に集めている状況にある。これらの処理は、今後、協会が受託し、二次仮置場での移動式破砕機で処理することとしている。搬出先は、バイオマス発電やセメント原料等でリサイクルすることになる。

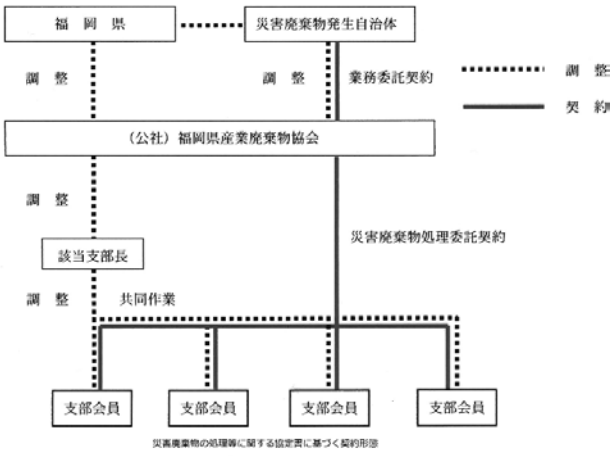

⑵　一般社団法人熊本県産業資源循環協会

平成28年４月に発生した熊本地震における熊本県協会の対応について、加久専務理事より被害の概況及び協会の対応について説明を受けた後意見交換を行った。

熊本県との協定は平成21年に締結し、市町村とは平成24年に45市町村全てと協定を締結している。

４月14日に地震が発生し、15日に益城町、宇戸市、西原村から支援要請があり、直ちに支部に連絡し、会員の被害調査を行っているところへ再度地震が発生した。その後続々と各市町村からの支援要請がった。

４月16日に環境省、県、益城町との会議後、三役会理事会等を開催し、熊本県災害廃棄物処理対策会議等にも出席した。６月20日熊本県が災害廃棄物処理実行計画を策定した。

協会としては、４月26日協会員の応援車両台数調査、４月30日九地協に応援車両台数調査依頼、５月10日九州各県協会に焼却施設、中間処理施設調査を実施した。

災害廃棄物処理に係る熊本県産業廃棄物協会の委託フロー図

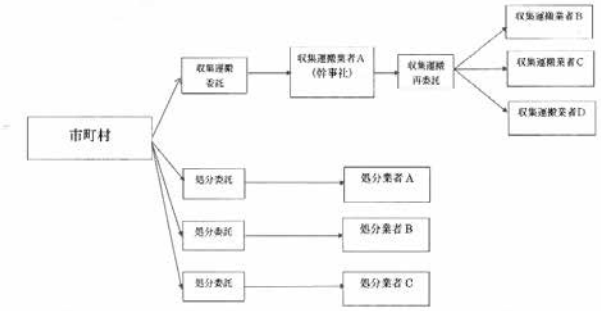

※ 家電４品目は、家電リサイクル法に基づき別途処理する。

支援要請自治体は７市13町３村１広域連合からあり、仮置き場からの災害廃棄物処理が主な要請内容で、契約方法は仮置き場の管理及び収集運搬業務は各自治体の幹事社が委託を受け会員に再委託、中間最終処分は会員と個別契約を行い、直接協会は契約に関与していない。なお、家電については、家電リサイクル業者が対応した。

仮置場については、災害廃棄物処理指針で考え方が示されているが、搬出に必要な面積等が算定されておらず、大型車の進入路等も考慮されていない。県内の一次仮置場の平均面積は11,000㎡である。仮置場における分別は、スムーズな搬入搬出、衛生安全管理、処分費縮小、処理期間短縮、リサイクル率の向上には必要不可欠である。仮置場で注意すべきことは、畳等可燃性廃棄物は自然発火するリスクが高いため、①早急な搬出②高さを低くする③水蒸気の確認が重要であり、石膏ボード等はフレコンバックでの輸送保管である。

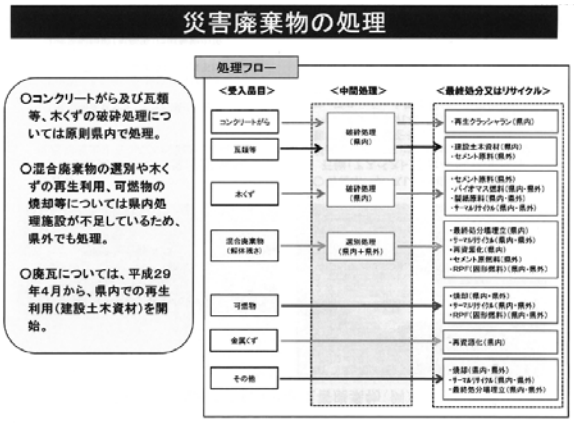

熊本県の災害廃棄物処理実行計画では、市町村が２年以内に可能な限り再生利用と減量化を図ることを基本方針にして処理しており、８月末までに289万トンの災害廃棄物のうち84％（再生利用率73.4％）が処理終了した。

今後の検討課題として、協会では①会員の能力の把握②会員間の支援システム構築③九州各県や全国との支援システムの構築④安全管理に向けての啓発がある。

4　災害廃棄物仮置場について

(1)　熊本県二次仮置場（熊本県上益城郡益城町小谷地内）

（熊本地震二次仮置場事務所　吉田洋昭職長）

二次仮置場は、熊本地震により被災した７市町村（宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、西原村）の災害廃棄物の一部約20万トンについて、県が受託処理するため設置したもので、運営は熊本県災害廃棄物処理事業連合体（12社内県内事業者５社）が

平成30年１月（予定）まで行っている。

二次仮置場では、廃棄物の再生利用や減量化を図るため、７市町の一次仮置場から搬入されたコンクリートがら、廃瓦、木くず、混合廃棄物、畳・布団の再資源化を行っている。

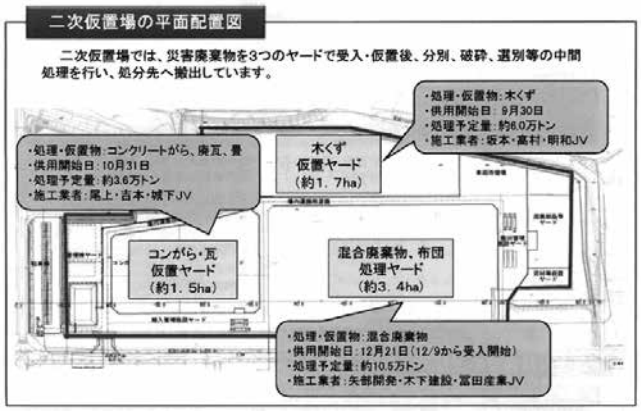

選別については、ふるいや磁選を行った後は徹底した手選別を行っている。

また、隣接して仮設住宅があるため、騒音振動・粉じん・悪臭・水質・交通等の環境保全対策を行い環境モニタリングを定期的に実施している。

⑵　益城町一次仮置場（熊本県上益城郡益城町木谷）

（益城町環境生活課　小山祐一郎主査）

益城町の一次仮置場は、町職員が受付対応をし、実務は契約した産廃業者が行っている。被災直後は、分別ができておらず置かれたため、一度閉鎖し全量搬出後、19品目の分別体制を整備して受け入れを行った。持ち込んだ廃棄物は、場内を一周しながら順番に下せるようにした。問題点としては、①搬入待ちの車が５kmにも及び周辺への影響が大きかったこと②分別体制を直ちに取れなかったこと。③家電リサイクルの分別がうまくできなかったこと等であるとのことであった。

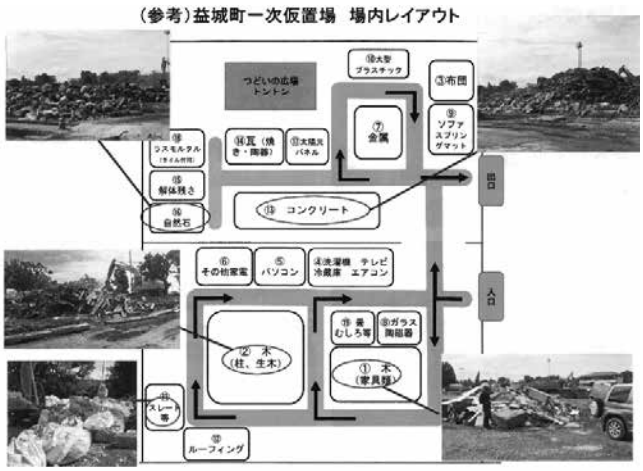

5　今後の協会の対応について

福岡県及び熊本県協会は、既に市町村と災害支援協定も締結を進めており、災害廃棄物支援についてはこれまでにも対応経験があり、今回の事案にも比較的スムーズに対応している状況であった。

愛媛県で災害が発生した場合、協会では本部支部とも対応経験がなく、現在資機材調査、緊急通行車両届済証の発行等を行っているが、環境省、県及び市町とより連携を深め、市町との災害廃棄物協定締結や、本部支部及び会員による情報伝達や図上訓練等の実施、より実効性のある資機材調査の実施、会員のＢＣＰ計画（事業継続計画）策定支援等について継続的に実施して行く必要がある。

なお、支援業務委託については、会員が直接受託する熊本方式より、協会が受託し会員企業へ再委託する福岡県方式の方が良いと思われた。